

令和3年4月5日付け環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課作成：令和3年4月15日（環境省疑義照会後）
文章中、「法」、「令」、「規則」は、以下のとおりとする。

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第一 廃棄物処理施設の設置許可等について

設置許可等は、令第5条又は第7条に規定される廃棄物処理施設を「設置しようとする者」が受けなければならないものであるから、設置許可等の時点では、当然に当該設置許可等に係る廃棄物処理施設は存在せず、ゆえに、設置許可等を有することと当該設置許可等に係る廃棄物処理施設が存在することは、個別に考慮されるべきであると解される。

このため、廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。

【解説】

既存の許可施設の更新（機器の入れ替え）に当たっては、既存施設を一時的に撤去したとしても、当該設置許可自体を廃止したものとはみなさない。よって、既存施設の更新に当たっては、新規設置許可ではなく、変更許可として取り扱う。

みなし許可の施設についても許可施設と同様の扱いとする。（第二以下についても同様。）

第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続き

許可施設等設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、法第8条第1項又は第15条第1項の許可により廃棄物処理施設を設置する者は、改めて設置した廃棄物処理施設について、法第8条の2第5項又は法第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、都道府県知事又は政令市長によって当該許可に係る法第8条第2項又は法第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

なお、更新した廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断されたい。また、第三以下も同様である。

【解説】

全て同一の施設（主要な設備を含む）に更新する場合、変更許可申請は不要であるが、同一の施設かどうか確認する必要があることから、更新後の施設について、使用前検査を受ける必要がある。

過去の基準に基づき設置された施設の更新に当たっては、同一の施設であっても、原則として、その更新時点の基準に適合させる。

第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続き

廃棄物処理施設は、規則第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等（以下「廃棄物処理施設の一部」という。）で構成されるが、これらを同一のものに交換する場合は、当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可申請若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届出又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用される場合を含む。）に規定する軽微変更届出（以下「変更に係る手続」という。）を要さない。

【解説】

廃棄物処理施設の一部を全く同一の部品に交換する場合は、変更許可申請、変更届出又は軽微変更届出は不要である。

第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続き

許可施設設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、なお有効である当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更することとなるため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

よって、既に当該設置許可等と同一の廃棄物処理施設が製造されていない場合にその後継施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合、又は同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合等については、処理能力の増大を伴ったとしても、規則第5条の2、第5条の9の2、第5条の10の9又は第12条の8に規定する設置許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更¹に該当すれば、更新後遅滞なく当該軽微な変更を都道府県知事又は政令市長に届け出れば足り、もって生活環境影響調査等の手続を要さない。

【解説】

既存の許可施設をこれまでとは違う施設に更新（機器の入れ替え）する場合、主要設備の更新を伴えば変更許可に該当するが、付帯設備の更新については、その更新の内容に応じて手続を行う必要がある。

具体的には、付帯設備の更新に伴い、生活環境への負荷が増大する場合は、変更許可に該当し、生活環境への負荷が増大しない場合は、軽微変更届出で足りるとしている。

第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続き

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、当初設置許可に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴うため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

【解説】

第四の解説と同様。